

平成26年12月2日(火)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆さんこんにちは。ただ今より総会を始めたいと思います。さて、本日の配布資料等ですが、(確認する)</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況ですが、4番 小野義雄 委員、22番 臼井博史 委員が欠席ですので、委員37名中35名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」によりまして、会長の本総会の開会宣言及び議事進行をよろしく願います。</p>
会 長 議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 糸永秀二 委員、6番 都留正廣 委員を指名いたしますのでよろしく願います。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第52号第3条申請についてご説明させていただきます。案件は6件でございます。</p> <p>まず申請番号34号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積198㎡を初めとする合計4筆、面積936㎡です。</p> <p>渡人は、国東町 [REDACTED] [REDACTED] 歳 受人は、同住所 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、親から子への贈与による所有権移転です。土地は、農用地区域内農地であります。</p> <p>また、世帯の経営面積は6,828㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>次に申請番号35号でございますが、土地は武蔵町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積1,518㎡です。</p> <p>渡人は、武蔵町 [REDACTED] [REDACTED] 57歳 受人は武蔵町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、次の申請番号36号の申請地との間で、互いの管理条件を良くするための交換による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。</p>

また、受人の経営面積は6,941㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に申請番号36号でございますが、土地は武蔵町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積1,576㎡です。

渡人は、武蔵町 [REDACTED] [REDACTED] 歳 受人は武蔵町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。

申請事由は、前の申請番号35号の申請地との間で互いの管理条件を良くするための交換による所有権移転です。土地は、農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は5,549㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に申請番号37号でございますが、土地は国見町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積350㎡及び同所4279番2地目は田 面積1,137㎡です。

渡人は北九州市 [REDACTED] [REDACTED] 55歳 受人は国見町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は6,504㎡ですので、下限面積要件は問題ございません。

次に申請番号38号でございますが、土地は国見町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積680㎡を初めとする合計7筆面積3,550㎡です。

渡人は、北九州市 [REDACTED] [REDACTED] 歳 受人は国見町 [REDACTED] [REDACTED] 竹田津 [REDACTED] 70歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転です。土地は1634番をはじめとする4筆が農用地区域内農地、1656番3をはじめとする3筆が第2種農地です。

また、受人の経営面積は14,544㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

最後に申請番号39号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積3,571㎡を初めとする合計8筆面積32,985㎡です。

渡人は、別府市 [REDACTED] [REDACTED] 歳

	<p>受人は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の市外在住のための管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>また、受人の申請地取得後の経営面積は37,866㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>以上、申請案件6件すべてにおいて、農地法第3条第2項の各号に規定されている農地等の権利移動の制限には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、続きまして担当農業委員の説明をお願いいたします。まず申請番号34号について、3番 山本良一 委員に説明をお願いいたします。</p>
3番山本	<p>申請番号34号について説明します。</p> <p>渡人は国東町 [REDACTED] [REDACTED]、高齢のために子どもに贈与したいということで、別に問題は無いと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、次に申請番号35号・36号について、25番 野地良久 委員にお願いします。</p>
25番野地	<p>35号・36号についてご説明申し上げます。</p> <p>場所は、手野の [REDACTED] のところでございます。双方面積もほぼ同じで、双方納得の上で交換ということでありまして、また今後も継続して作付けをするということでありまして問題ありません。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>申請番号37号について、10番 丸小野敏彦 委員にお願いします。</p>
10番丸小野	<p>それでは、説明します。</p> <p>この土地は、岐部の中間くらいにあるところです。 [REDACTED] からちょっと上に上ったところです。</p> <p>この [REDACTED] は、ずっと [REDACTED] の方に田を貸しまして、もう管理できないので買い取ってくださいということで、買い取る話</p>

	が出来たようです。別に問題はありませので、審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、申請番号38号について34番 坂本啓一 委員にお願ひします。</p>
34番坂本 (啓)	<p>38号の説明をいたします。</p> <p>場所は、国見町鬼籠の213号線の鬼籠バス停から [ ] に [ ] の自宅があります。その周りが今度 [ ] に譲渡されると決まった7筆がその近所にあります。その近所が、 [ ] で、実際 [ ] が管理しておりますので別に問題は無いと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、39号について24番 段題紀光 委員にお願ひします。</p>
24番段題	<p>39号について説明します。</p> <p>場所は、田深の交差点より上った [ ] の麓です。渡人の [ ] は、以前キウイの栽培をいていましたが、今は荒地となっています。</p> <p>受人の [ ] がキウイの栽培をしたいということで、譲渡が決定したようです。問題ないと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに担当農業委員の方々より説明をいただきました。質問やご意見等ございましょうか。</p> <p>特に質疑等ありませんか。</p> <p>質疑等も無いようでありますので、議案第52号を承認される方の挙手を求めます。</p>
委 員	(挙 手)
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手多数により、議案第52号を承認いたします。</p>

事務局	<p>次に議案第53号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第53号についてご説明いたします。案件は1件であります。</p> <p>申請番号16号でございますが、土地は国見町 [REDACTED] 地目は畑 面積518㎡です。</p> <p>申請人は大阪府泉南郡熊取町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請人は借家住まいでありまして、申請地に昭和58年に住宅を建築し居住、その後平成元年には農業用倉庫を建築しましたが、いずれも無届であったため、今回始末書を添えて追認の申請をしたものです。</p> <p>法的に新規の申請であったとしても、許可できる案件のため議案として上げております。</p> <p>土地は第2種農地です。以上であります。</p>
議長	<p>続きまして、担当農業委員の説明をいただきます。7番 古田明敏 委員をお願いします。</p>
7番古田	<p>これは、許可を得ないで住宅を建てているので、自分ところではどうにもならないので、事務局に行って聞いてくれと言うことで、事務局に任せております。</p>
議長	<p>これは、許可もしない申請もしないでやり上げたというような追認申請ということですね、申請をされているわけでありまして、先ほど事務局が言ったように、通常であっても許可を出すような案件だということで、申請を上げたということであります。</p> <p>何か、皆様方にはご質疑等ございませうか。</p> <p>何でも結構であります。</p>
36番松本	<p>この追認という申請は、私が農業委員になってからかなり上がってきているんですが、いわゆるこの案件は [REDACTED] という人が黙って倉庫を建てたということですか。</p>
議長	<p>そうです。</p>
36番松本	<p>それで、それを例があるから認めなければならないのか、知っ</p>

	<p>ていてやったというのと知らないでやったということは全然違うんですよ。</p>
7番古田	<p>今、いないんです。 この家を売ろうとしているんです。それで、急きよ…</p>
36番松本	<p>それが、良いとか悪いとかの議論じゃなくて、いったん例を作ればすべての人が出さなくて建てて、後から認めなければならぬのではないかということだから、当然この農業委員会の中で、そういうのを認められないというのをしておかないと、何かおかしなことにならないかと思ったりするので、意見として述べます。</p>
7番古田	<p>一応、自分は一回さら地に戻せと言ったんです。認められないから…。 そしたら、頭を下げて土下座するみたいに「どうかしてくれないか」というので、私は分からないので、事務局に行ってくださいと言いました。</p>
36番松本	<p>追認というのは、どうも不思議に思っただけで、色んな案件が次から次に出てくる、知っていてやった人、立場のある人とか意図的にやったという例が何ぼでもあるんだけど、例えば議員さんとか農業委員を経験した人とか、そういうのが悪いと知っていてもやる、それでも認めざるを得ないのかということなんです。農業委員会が…。</p>
議 長	<p>今のご意見と一緒に、今副会長は知らなかったということと知っておってやるのはうんぬんということですが、知っていても知らなかったと言えば済む話ですわね。</p>
7番古田	<p>この人は、知っていたと思いますよ。それは、何でかと言うとこの申請人は、地元の工務店の人だから…。</p>
議 長	<p>これは、いつ頃の話ですか。</p>
7番古田	<p>昭和58年です。</p>
議 長	<p>もう大分…、30年以上ですね。</p>

7番古田	<p>地元の工務店が建てている。その工務店が、この申請を出すわけです。</p>
議 長	<p>ところが、このほど地図を上げて、農地の確認をしていただいたり、調査をしていただきました。その段階で、昨日まで許可も無かったところに家が建っている。前の話を論議するのではないが、今後です、今後、農業委員の方がそういう調査もするし、通りかかった時に申請も上がっていませんでしたが、もう家が建っているな、あるいはバラスを敷いているなど、いろんなことがあったら、そのための農業委員ですから、「これは、どうしたんですか」といって、そしてこういうことはこういうことになる、バラスは取り除いてもらわなければならない。これが基本です。</p> <p>そういうことが、農業委員会の役割なんですから…。昭和50年代の農業委員が毎年調査なりをしておるんですから、「これはおかしいな、我々のところに何も言ってこなかったが、事務局は何か聞いているか」というくらいは、すり合わせをしてほしいなと思います。</p> <p>この案件は、30年前のを今から崩せとか言ってもあれでしょうが、当然認められるうんぬんというのはおかしいんであって、その時に認められるか認められないかはあれですが、今からということで承認しなければしょうがないかなと…。</p>
36番松本	<p>第2種となっているが、第1種だったら認められないのですか。</p>
議 長	<p>1種に建てるといふ、その当時は、もう30年も前の話で…。古田さん、30年も前の委員会に掛けていないのがどうしてなかったんですか。</p>
7番古田	<p>膳本かなにか見ると、普通、宅地か何かになっているのに、畑になっていた。</p>
議 長	<p>家を売るみたいで、その親族の方が法務局等でいろんな書類を取ったら、畑になっていたということです。</p> <p>家を建てたら、普通宅地になっていなければおかしいですね。この申請書からは、売るとかは分からないですけど…。</p>
36番松本	<p>農業倉庫を建てて、住まいにしているという例はあるはな。武蔵の方で、農業用倉庫で建てて、住まいにしたというのは、農業</p>

	<p>委員会が元に戻しなさいという指令はしているのだが、これもそういうことにならないでしょうか。</p>
議長	<p>これは、住宅及び農業用倉庫ですから…。</p>
36番松本	<p>黙ってしまったということは、農地にそんなことは出来られない。</p>
議長	<p>出来られない話が、今頃そんな風を買う人が出て、調べたところ畑のままになっていた。畑に建っているので、これは買えないとなって、追認申請をしてきたということです。</p> <p>30年前の家ですから、基本は先ほど言いましたようなことですよ。</p> <p>30年も経って、今から崩さないというのは、今から住もうかという人がおるんですから、もうご了承いただくしかないのかなと…。</p> <p>先ほども言いましたとおり、追認、追認と言って追認さえすればいいことになると、許可申請をしないままどんどん進む、これは皆さん方の役割としては、正しいことではないので、その段階でもしわかった場合は、1回崩してもやり直してもらおう、裁判沙汰になれば別の問題ですけれど、農業委員としての役割を果たしていただかなければいけない。</p>
36番松本	<p>物を建てていれば、農業委員である以上は、その地域の人たちが農地に建てているくらいはわかりますよね。</p>
議長	<p>まあ、これは30年以上前のことなので…。</p>
36番松本	<p>まあ、所だから言えない。</p>
議長	<p>所で言えない場合は、事務局に言っていただいて、そのために会長・副会長が居るんで、好かんことを言いに行かなければならないわけで…。</p>
36番松本	<p>この案件を認めても、例にならないかということが問題です。</p>
議長	<p>それは、何度も言いますように、崩してもらわないとしようがない。</p> <p>建ちはじめて、崩さなければならぬようにまで行ったら、2</p>



	<p>00万円から300万円までなるのに、それまで農業委員は何をしていたんかということになります。</p>
<p>37番松本</p>	<p>それは、意思統一をしておいてください。</p>
<p>議長</p>	<p>それは、バラスか何かを入れ始めたら始まりだから、バラスを取り除かせることは可能だからできますよね。</p>
	<p>瓦を敷き始めてうんぬんというのは、それまで農業委員は何をしていたんだということになります。</p>
	<p>そういう意味合いで、古田さん、これは事務局が提案したわけですけど、もう30年もなるような、売買の中で発覚したという話ですから…。</p>
	<p>他にご質疑等無ければ、この議案53号について賛成の方の挙手を求めたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>挙手多数により、色んな思いがありましたけれど、議案第53号を承認させていただきます。</p>
	<p>次に、議案第54号農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第54号農用地利用集積計画の利用権設定についてのご説明をいたします。</p>
	<p>今月の利用権設定は、総数で54筆 面積78,074㎡です。内訳は、新規設定が14筆 面積31,583㎡、更新設定が40筆 面積46,491㎡です。</p>
	<p>また、地区別の内訳ですが、国見地区が5筆6,896㎡、国東地区が28筆48,247㎡、武蔵地区が14筆9,856㎡、安岐地区が7筆13,075㎡です。</p>
	<p>詳細につきましては、議案書の6ページから8ページに一覧表にして記載しておりますのでご覧ください。</p>
	<p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明のありました、この件についてご質疑等はございませんか。</p>

1 4 番江本	この件は、さっき言ったように、これは農地中間管理機構、人・農地プランの方に入れてもらって、計画した方がいいんじゃないのか。
事務局	先ほど農政課の方から説明がありましたが、中間管理機構を利用するには、対象になるのが先ほど添付資料としてお渡ししましたけど、この地区以外は受け付けてくれないということなので、これ以外の農地については現実的には利用できないという状態です。
2 9 番花本	この地区以外とは、どういう意味ですか。
事務局	人・農地プランが作成されていない地区は、対象外となります。
1 4 番江本	人・農地プランはすぐにできるんじゃないの。
7 番古田	人・農地プランはすぐにはできません。うちは、地区として立ち上げたけど、はっきり言ってメリットはない。 ほんのちょっとでも荒れ地を持っていたら、絶対アウトだから
議長	荒れ地があったらだめですからね。
7 番古田	家の近所のほんのちょっとの荒れ地があったら、1円もくれない。うちは、立ち上げたけど、これはもう宙ぶらりんになっている。
1 4 番江本	けど、更新するというのは、作っているから更新するんだから…。
議長	所有者が何枚も持っていて、その2反を貸したり1反を貸したりするのはつまらない。 貸す人が全部貸しますからと言って、自分の畑だけを1反以内だけは作ると言って貸しているかどうかはわからない。
7 番古田	要件が多すぎてだめ。
議長	全部出して、自分はやめる。

7番古田	要するに小さい農家を無くして、大規模農家を増やそうとしているから、国は…。
議 長	<p>大規模農家を増やすということもあるんですが、ご案内のとおり高齢化して後継者がいなくて、担い手がないというのが、皆さん方今回実態調査をしても、多く見当たるでしょう。</p> <p>こういうことを少しでも、荒廃地を少なくするという面もひとつはあるんです。</p>
7番古田	うちは、これは全く機能をしていません。
議 長	まあ、古田さん、機能するようにしてください。
29番花木	所有者が、結局荒れた土地を持っているから…。
議 長	<p>それではだめです。</p> <p>荒れていけば、荒れていて、もうトラクターを入れても難しいなという時には、その分を非農地扱いにしてもらう、非農地の申請をすると、その人の荒れている土地は無いから、残りはみんな作っているやつだから、貸しましょうという話になるんです。</p> <p>荒れているやつが、まず申請して非農地で通るか通らないかをまずやらしてもらわないといけな。</p> <p>これは、非農地をどんどん進めることは、農業委員会の役割でもないんですけど、まあ、きりを付けることはそういうことなんです。</p>
29番花木	集積計画に切り替えじゃなくて、実際に所有者の方が5反持っていて、今度切り替えが3反ぐらいで、後の2反はまだ期限が切れていない、そういう人たちがある場合は、全部出すと言っても切り替えがまだ残っている場合はどうすればいいのですか。
7番古田	<p>解約すればいい。</p> <p>解約して、新たに契約すればいい。</p>
議 長	貸していて、まだ残りがまだあると仮にします。いよいよやめてしまうという時には、後残りを全部中間管理機構に出すことは良いんです。

29番花木	その所有者が果樹園なんかもあって…。
議 長	果樹園と言っても畑でしょう。 荒れているんですか。
29番花木	荒れているんじゃないくて、今まだミカンがあって、そういう場合はどうなるんですか。
議 長	そのみかん畑が1反未満でなければ、全部貸し出すことになる。 さっきも申しあげましたように、農地中間管理機構に自分が関わるようなことがあれば、農政課の方にお聞きするようにご指示をお願いしたいと思います。 それでは、議案第54号について、挙手を取りたいと思います。賛成の方はお願いします。
委 員	(挙 手)
議 長	ありがとうございます。 挙手多数により、議案第54号を承認させていただきます。 次に議案第55号農地法の規定による非農地証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第55号について、非農地証明書の発行願いが提出されましたのでご説明いたします。案件は1件であります。 申請番号54号でございますが、土地は安岐町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目は畑 面積1, 545㎡です。 申請人は、福岡市■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■■■■■■■歳です。 申請地は、以前はみかん畑として利用されていましたが、30年ほど前からは農地として利用されておらず、現状は雑木、灌木が生い茂り原野化しています。土地は第2種農地です。
議 長	非農地の申請であります。 担当農業委員の説明をお願いします。8番 麻生文則 委員にお願いします。
8番麻生	申請番号54号について説明します。 場所は大分キヤノンの西の方にあつて、■■■■■■■■■■があります

	<p>けれど、[REDACTED]の南側になります。</p> <p>この場所は、今隣接地は通学路と自分の自宅ともう1軒の住宅の間にある土地で、30年前はみかん畑として利用していたんですが、お父さんもお母さんも高齢になって全然してなくて、まあ、少しくらは捨てづくりで、野菜を作っていたんですが、現在は灌木とかカズラが生えて、荒れている状況です。</p> <p>今、お母さんが一人で全然その気がないから、もう非農地の申請をして、何か後を考えたいということです。</p>
議 長	<p>事務局それから担当農業委員の方のご説明をさしていただいたわけであいます。</p> <p>質問等、ご意見等ございましょうか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、議案第55号を承認する方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(挙 手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手多数により議案第55号を承認させていただきます。</p> <p>以上で議案の審議を終了させていただきますけれども、事務局から報告事項がありましたらお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地変更届の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>届け出は、2件であります。申請番号3号でございますが、土地は国東町[REDACTED] 地目は田 面積2,862㎡です。</p> <p>申請人は、国東町[REDACTED] [REDACTED]歳です。</p> <p>申請事由は、申請地の一部に建築面積128㎡、敷地面積190㎡の農業用倉庫を建築するものです。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>申請番号4号でございますが、土地は安岐町[REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積1,168㎡です。</p> <p>申請人は、安岐町[REDACTED] [REDACTED]歳です。</p> <p>申請事由は、申請地の西に接している里道が狭いため、申請地及び近隣の自己の農地への通行等の利便性の向上のため、里道に沿ったおよそ115㎡の農地を埋め立て、里道の拡幅を行うもの</p>

議 長	<p>です。土地は農用地区域内農地です。以上でございます。</p> <p>農地変更につきまして、事務局より説明をいたしました。この件につきまして、ご質疑等ございましょうか。 特にございませんか。</p>
委 員	はい
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了させていただきます。</p>